

【策定の趣旨】	【計画の性格と位置づけ】	【計画期間】	【策定のスケジュール】
<ul style="list-style-type: none"> ◆「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第8条」に基づき、「バリアフリー社会の形成の基本となる計画」として策定する。 ◆第2次基本計画が平成27年度で終了することから、主な施策や数値目標等について必要な見直しを行うとともに、新たな取組を盛り込み、次の5カ年における施策の推進方向とその内容を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者、障害者等を含む誰もが、自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活ができる社会の実現を図るため、県、事業者及び県民等が一体となった取組をバリアフリーの視点でまとめ、計画的に進めるための指針となるもの。 ◆「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の基本政策である「安全で安心な生活環境の確保」のための「安全で快適なバリアフリー社会の実現」に位置づけられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成28年度から平成32年度までの5年間 	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成27年12月 パブリックコメントの実施 ◆平成28年1月 バリアフリー審議会での審議 ◆平成28年2月 県議会に説明 ◆平成28年3月 計画決定

【第二次計画の評価と課題】	【第三次計画の重点推進事項】
<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆数値目標を掲げた施策については、概ね目標値を達成しており、各分野において、バリアフリー化（バリアの解消）が着実に進展している。 ◆また、関係団体が連携し広報・啓発活動に積極的に取り組んだ結果、県民が一丸となって互いに支え合い、こころのバリアや社会のバリアを解消する気運の醸成が図られた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆第二次計画の成果を踏まえ、「バリアフリー社会の実現」に向けた様々な取組を加速していく必要がある。 ◆「バリアフリー社会の実現」のため、新たな取組による障害者等用駐車場の適正利用の推進及びバリアフリー観光への対応などが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全で便利な交通の確保と住まいから地域生活へのスムーズな移動 積極的な社会参加に向けた移動手段として、生活バス路線等を確保するほか、新たに「障害者等用駐車場利用証制度」を導入する。 また、相談センターとしての機能を持つ「バリアフリーツアーセンター」を開設し、あらゆる方が快適な秋田の旅を楽しめるようにする。 ◆みんなにやさしく、安全で安心なまちづくり 公共の建物や商業施設、道路や公園などの生活関連施設のバリアフリー化を引き続き進める。 また、障害者に対する差別解消策のほか、地域の安全に対する不安を解消するための「地域ネットワーク活動」、災害時における防災対策を促進するため、災害時に援護が必要な方々への支援策を充実する。

